

現金千六百四十円)の案を提出し  
 的申議(田側要求の閉きを千円を譲与す。  
 交渉は度々八時半に及ぶ、第議団代表はしほく／＼休憩を求めて打合せを  
 行ひ、各自帰宅の覚悟を以つて  
 ④申議団側要求の爪をとり、譲与を強硬に主張し、交渉は改りて一歩も歩み寄らず  
 遂に  
 ⑤(1) 現金千六百四十円を譲与し、永年賃銀体系を容れて金額を各力四  
 千円とする(千七百四十円、永年賃銀金額四千七百四十円、休  
 業年費千七百四十円)  
 ⑥(2) 本日現金千六百四十円を譲与し、第一要求より千円増し)  
 の條件を森田側は承認せしめ、要求全部賛成して、さし中困難を極めた  
 大申議も申議団の徹底的人勝利で解決した。  
 反目十六日  
 午後三時三十分より、青森市大蔵で申議団解散式を挙行。神田、佐々木、  
 大村の各代表席。交渉委員代表より、経過報告を行ひ、会員賛成の声を以  
 つて解散案を承認し、神田、佐々木、大村各代表の挨拶の後、最後に鳥居を  
 三回して解散解散式を終了す。

短期講習會延期の件

第四回青森県農村委員会に於て  
 五月二十日より五日間の五日日開連頓の  
 第一回短期講習會を  
 開催す。やう決定され、本神農連の講習に就て、半谷瓶村委員長の  
 兼上の大本部と交渉した。結果、講習の都合に依り、短期講習會を六月  
 下旬に延期す。事となり、本月中に本神より秋連講習の人選、及び日時  
 を決定の上通知して、第一回に決定した。  
 以上の理由に依り、第一回短期講習會を六月下旬に開催す。  
 日時、会場等の具體的プログラムは決定次第に報告す。

以上